

お茶の水女子大学の行方 —法人化をめぐつて—

本田和子 学長

本田和子学長



国立大学が法人化される？ もちろん、本学も例外ではない。しかし、「独立行政法人」という呼称に交じって、最近は「国立大学法人」という言い方も耳にするけれど、それは同じものか？ それとも別ものか？ 「国立お茶の水女子大」は、どこがどう変化して、一体、何ものになるというのだろうか？ 前回の本誌を手にされた誌友の方々から、こんな声が聞こえてくるかも知れない。大学の教職員のように、日々大学業務に携わっている者たちでさえ、時として、それらの違いを明確に把握し切れないくらいなのだから、外部の方々の疑問は当然であろう。

国立大学の独立行政法人化とは、国が設立したがって、本学が統合再編の道を選ばず、単独で「女子大学」として存在することになれば、「国立女子大学」であることに変わりはない。ただし、名称は、恐らく「国立大学法人お茶の水女子大学」と変わることになる。しかも、学外者の役員参加や民間的経営手法の導入が前提とされていることから見て、すべてを国に依存していた従来とは、大学の在り方が大幅に変化することは必至であろう。何しろ、これまでの国立大学人にとって、経営責任を担うなどということは予想だもなかつたことなのだから。前号の一隅に記載した「募金のお

置者であり主務官庁が文部科学省であることに変わりはないが、大学運営を活性化すべく独立の法人格を付与して、予算・組織・人事等の経営に関する裁量を個々の大学に委ねようという発想から出発したとされる。その背後には、行政機能のアウトソーシングや運営の効率化という行政改革的观点があつたことは言を待たない。しかし、大学という高等教育機関の性格から見て、従来の独立行政法人法をそのまま適用することの不当性が指摘され、関係機関で二年以上の検討が続けられてきた。その結果、大学の特性に即した法制度が必要であるとされ、まだ仮称ではあるが、「国立大学法人法」あるいは「国立大学法」が制定され、その下での法人移管が行われることになったのである。

願い」は、その準備の一端でもある。大学の個性化が必須とされる今日、私は本学をすべての女性たちのための「真摯な夢の実現の場」とすることでその独自性を主張しようとしている。「すべての女性」とは、この地球上のあらゆる女性たち：：：彼女たちの資質能力の十全な開発と、彼女たちの研究者あるいは指導者としての成長を支援する：：：本学が担おうとするこの大きな責務をいかにして果たすか、そのための経営力をいかに確保するか、山積する多くの課題を見据えて、教職員一同、日々、怠りない努力が要請される昨今である。



東門檻に設置された学外広報用看板
(キャッチフレーズは学内公募によるものです。)